平成２３年（フ）第１８９７号
大阪府守口市金田町４丁目３番15号、事業所所在地大阪府守口市南寺方中通１－５－７
破産者　リファームこと　山川　博史
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１９０５号
大阪府門真市中町７番９号
破産者　永井　幸雄
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２９１９号
大阪市東淀川区小松４丁目15番28号
破産者　佐藤　　誠
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３０２５号
大阪府岸和田市土生町750―37、住民票上の住所大阪市東成区大今里南１丁目16番19号
破産者　水田　絹江
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３３５１号
大阪府高槻市西町１番７号　４棟103号
破産者　花のお店うえはらこと　上原　菊美
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３３８５号
大阪市港区三先１丁目10番32―1001号
破産者　田井　亮子（旧姓黒石）
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３８１３号
大阪府高槻市土橋町１番41―407号
破産者　岩元　道子
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３８７４号
大阪府松原市北新町１丁目１番30号　Ｃ号室　寺岡ビル２階善塔元志方、住民票上の住所大阪市住吉区万代東２丁目３番27号
破産者　東　　洋一
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３９７５号
大阪府守口市橋波西之町３丁目６番６号
破産者　竹中伸一郎
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４１号
大阪府羽曳野市駒ヶ谷351番地の３
破産者　三宅　昭司
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１０４６号
堺市堺区北旅籠町東２丁１番２号、前住所堺市堺区砂道町１丁７番21号
破産者　マルキン日本一こと　平田　和弘
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１４７６号
堺市中区福田1173番地２
破産者　山下あぐりこと　辛　あぐり
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１５０１号
堺市東区西野262―23　桃山グランドハイツ403号室、開始決定時の住所堺市東区南野田335番地１　コスモ北野田428号
破産者　仲野　正和
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

破産手続終結

平成２３年（フ）第１２１号
千葉県松戸市七右衛門新田620番地
破産者　三陽工芸合板株式会社
1　決定年月日　平成23年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第１３４号
滋賀県東近江市中小路町551番地１、前住所滋賀県東近江市東沖野四丁目８番14号
破産者　石森加代子
1　決定年月日　平成23年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第２４７号
滋賀県愛知郡愛荘町愛知川58番地
破産者　有限会社青葉水産
1　決定年月日　平成23年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大津地方裁判所彦根支部

平成２０年（フ）第１００９３号
東京都新宿区新宿３丁目13番５号
破産者　グローバル・ファンデックス株式会社
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５００６号
埼玉県八潮市大瀬1373―22―103、住民票上の住所東京都葛飾区金町５丁目33―21
破産者　月尾　光二
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５９５６号
群馬県甘楽郡甘楽町大字天引72番地
破産者　小河原建設株式会社
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部